

#### 4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）をみると、「労働組合法」適用労働組合員数が831万5千人(全体の84.6%)と8割以上となっており、次いで、「地方公務員法」が123万3千人(同12.5%)、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が14万1千人(同1.4%)、「国家公務員法」が11万1千人(同1.1%)、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」が3万1千人(同0.3%)となっている（第4表）。

**第4表 適用法規別労働組合員数  
(単位労働組合)**

適用法規	労働組合員数			構成比		
	平成24年	対前年差	対前年比	平成23年	平成24年	平成23年
	千人	千人	%	千人	%	%
総計	9,831	-66	-0.7	9,897	100.0	100.0
労働組合法	8,315	-25	-0.3	8,340	84.6	84.3
特労法・地公労法	172	-3	-1.5	175	1.7	1.8
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律	31	-0	-1.4	32	0.3	0.3
地方公営企業等の労働関係に関する法律	141	-2	-1.5	143	1.4	1.4
国公法・地公法	1,344	-38	-2.8	1,382	13.7	14.0
国家公務員法	111	-7	-6.2	118	1.1	1.2
地方公務員法	1,233	-31	-2.5	1,264	12.5	12.8

注： 1) 「特労法」は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律、「地公労法」は地方公営企業等の労働関係に関する法律の略称である。  
2) 「国公法」は国家公務員法、「地公法」は地方公務員法の略称である。